企業が求める資格 第１位※1

日商簿記で 商売繁盛 ＆業務効率化

コロナ禍こそ必須！

日商簿記で「商売繁盛！」

複式簿記で節税が可能に

簿記の知識が必要な「複式簿記」で記帳すれば、青色申告の特典が受けられ、個人事業主であれば青色専従者控除（家族への給与を経費算入可）が受けられます。ほかにも青色申告によって「赤字の繰越（個人事業主３年間、法人９～10年間）」なども可能になります。

税務調査にもしっかり対応

適性を持った日商簿記の有資格者が、適法かつ明瞭な会計帳簿を作成して申告・納税していれば、税務署からの問合せも減ります。また、適正な書類を作成できる有資格者が社内にいることで、税務調査のときにもしっかりと説明でき、修正などの対応もスムーズになります。

補助金の手続きもスムーズ

一見難しそうに見える補助金の申請手続きも、日商簿記の知識を持った社員がいれば、対応可能です。たとえば「ものづくり・商業・サービス補助金」「小規模事業者持続化補助金」では、日商簿記が準拠する「中小企業会計要領」「中小企業会計指針」に拠ることが求められていますので、日商簿記の有資格者がいれば安心です。

経営状況を理解し、円滑な借入につなげる

無担保・無保証人・優遇金利で借入できる日本政策金融公庫の「中小企業経営力強化資金」は、日商簿記が準拠する「中小企業会計要領」「中小企業会計指針」での会計処理が要件になっています。簿記を通じて自社の経営状況を理解することで、民間金融機関での借入においても、信用力が強化され、円滑な資金調達につながります。

行政の仕事も受けやすくなる

日商簿記の知識は信頼の証です。たとえば建設業の場合、簿記を理解している「建設業経理士」資格を保有する社員が在籍していれば、入札に参加できる公共工事が増えたり、「経営事項審査」においてポイントが加点され、日商簿記の有資格者のいない他社を一歩リードできます。

事業引継ぎにも必須

事業引継ぎ（M&A）では売り手と買い手の双方が、適切な売買金額（企業価値や資産価値）を算定する必要があり、簿記が不可欠です。さらに日商簿記の知識があれば「事業承継・引継ぎ補助金」の申請や贈与税・相続税の猶予・免除にも役立ちます。

日商簿記で「業務効率化！」

経営者の業務を社員に任せられる！

人手の限られる中小企業では、コスト管理など様々な業務を経営者自らが担っていることも多く、気苦労が絶えないと思います。日商簿記の有資格者を採用、育成すれば、これらの業務を分担することが可能です。それは日商簿記が会計だけでなく、資金管理、給与計算、税務処理、社会保険、契約実務といった、様々な知識とも連動した資格だからです。

資格の第一歩は「初級」から！

「簿記は難しい」とイメージされがちですが、「初級」や「原価計算初級」であれば、最短「半日」の学習でも十分に合格に手が届きます。研修の成果をすぐに形にでき、上位級受験へのモチベーションにつながります。

※補助金・融資制度などは枠組みや条件により、補助金上限額や補助率が異なります。会計以外にも様々な要件がありますので、詳細は各地商工会議所等の支援機関におたずねください。

人材育成に特別な手間やコストがかからない！

会社独自の社員研修を実施するには、講師の手配や費用が必要となりますが、日商簿記であれば、各地の商工会議所などがセミナーを実施しており、最小限のコストで人材育成が可能です。一定期間受講する場合には、ハローワークの「教育訓練給付金（最大 10 万円）」も活用できるメリットもあります。

人材不足解消に役立つ！

日商簿記の有資格者は全国に約 300 万人※2。その有資格者を採用すれば、一定のスキルを持った人材の安定確保につながります。日商簿記などの有資格者の紹介に特化した人材派遣会社もあるため、効率的に企業力のアップを図ることができます。

団体試験方式なら会社のスケジュールに合わせて実施できる！

２級・３級は会社内での団体受験も可能です（団体試験方式*）。試験日も各社の都合を優先して設定できるため、定期研修と合わせての実施も可能です。

＊施行条件は、地元商工会議所にご確認ください。

（※1）日本の資格・検定「就職に役立つ資格・検定ランキング」
（※2）2002 年度～2020 年度、1 ～ 3 級の合格者（延べ人数）の累計